

令和5年2月27日
練馬区監査委員決定

令和5年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準（令和2年2月25日練馬区監査委員決定）第12条の規定に基づき、令和5年度練馬区監査基本計画をつぎのとおり策定する。

1 区政をめぐる動向と監査

我が国の経済は、コロナ禍により大きな打撃を受けたものの、今のところ景気は緩やかに持ち直している。一方、ロシアのウクライナ侵略などの不安定な世界情勢は、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、エネルギーや食料品を中心とする物価上昇が続いており、経済の先行きは不透明感が増している。

これに対し、区は、「これまでの政策展開の成果を踏まえ、練馬区の更なる発展に向けた取組を強化する予算」を基本的な考え方とし、改定アクションプランや「(仮称)取組強化プラン」の着実な実行、新型コロナと共存する社会を実現するための対策、物価上昇への対応などを中心に、令和5年度当初予算の編成を行ったところである。

このような状況下、区は事業の効率性・実効性を更に向上させるとともに、職員の働き方や事務の内部統制の体制を見直し、より一層の事務の適正性を確保することが求められる。

こうした区政を取り巻く状況の下、監査委員は、練馬区監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

2 基本方針

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。)を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員の「指摘」のみならず、監査時の個々の「要請」および「口頭指導」についても確実に改善されるよう、各所管(指摘等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。)の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。

過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。

区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を始めとする社会情勢の大きな変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

3 個別監査実施方針 *以下で「法」とは地方自治法を指す。

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第199条第1項および第4項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

イ 工事監査（法第199条第1項および第4項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

随時監査（法第199条第1項および第5項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

行政監査（法第199条第2項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を

高めて実施する。

例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

決算審査（法第233条第2項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

その他の監査

住民監査請求による監査（法第242条第5項）、住民の直接請求による監査（法第75条第3項）、議会の要求による監査（法第98条第2項）、区長の要求による監査（法第199条第6項）、指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第235条の2第2項）、職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項）および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第243条の2の2第8項）について、請求等に基づき実施する。

4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和5年4月～令和6年1月

イ 工事監査 令和5年5月～令和6年1月

随時監査 必要に応じて実施

行政監査 令和5年7月～令和6年3月

財政援助団体等監査 令和6年1月～2月および必要に応じて実施

例月現金出納検査 毎月25日前後に実施

決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和5年7月～8月

健全化判断比率審査 令和5年7月～8月

その他の監査 請求等に基づき実施

5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等の作成に当たっては、区民等により詳細が伝わるような表現および内容に努める。

監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表等する。